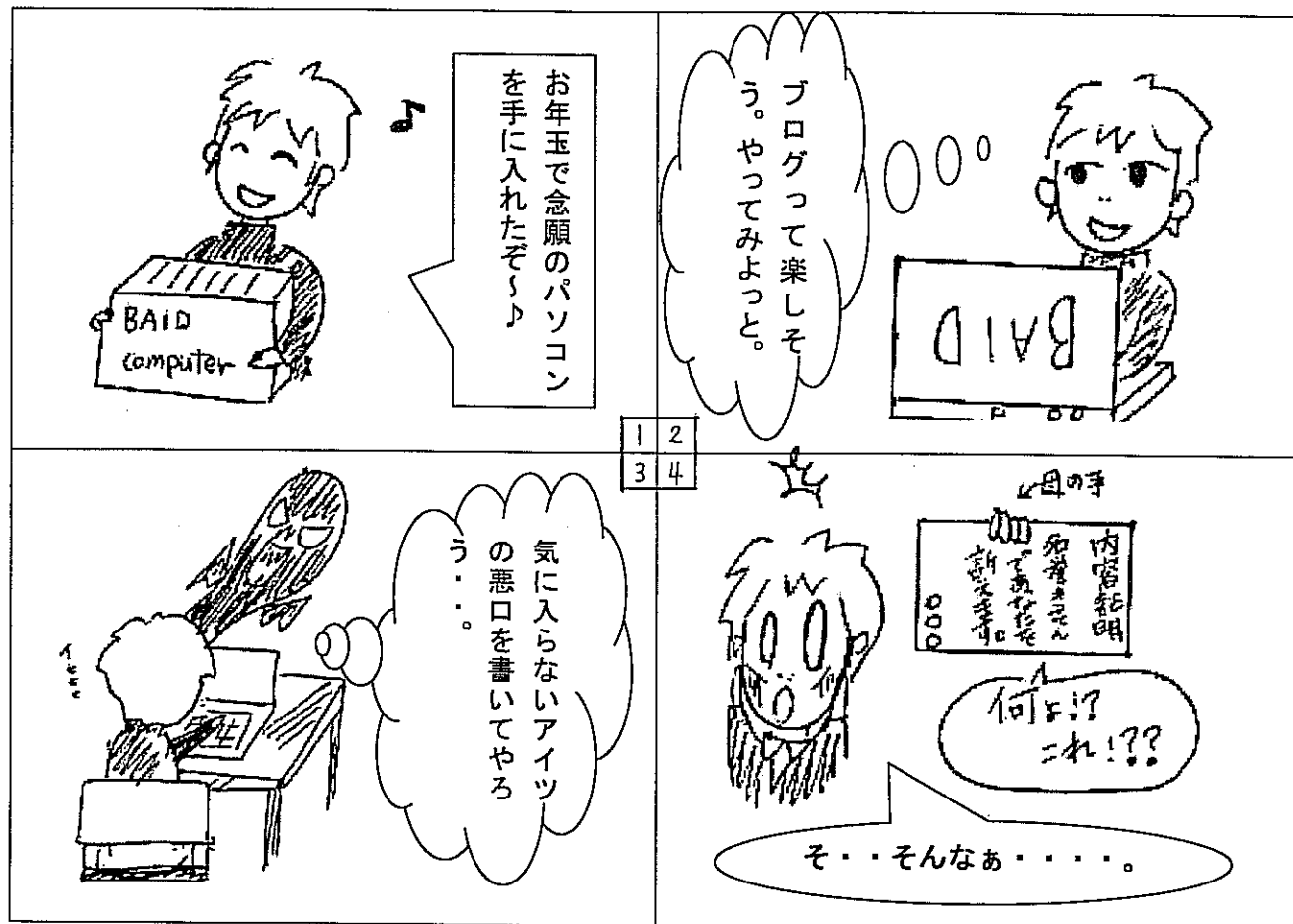


よのなかのあるきかた かわらばん

世の中の歩き方 瓦版

2008年 新春号

うっかりしていると、あなたが加害者?!...



インターネットによって、手軽に世界中の情報を得たり、いろんな人と情報交換ができるようになりました。その反面、相手の顔が見えないことから、簡単に人の心を傷つけ、踏みこたってしまうことも多くなったのではないのでしょうか？ ちかごろ、「ネットいじめ」や「学校裏サイト」が問題になっています。言葉で誰かを傷つける、このような行為を、刑法（犯罪を罰する法律）は「名誉毀損（きそん）罪」・「侮辱罪」として、犯罪の一つだと言っています。

名誉毀損罪とは⇒ある人物について、みんなに分かるようなかたちで、その人の社会的な評価を傷つけ、おとしめるようなことを言ったり、書いたりすること。嘘をついて人をおとしめることはもちろん、本当のことを言っていたとしても、犯罪として罰を受ける可能性があります。（名誉毀損：3年以下の懲役若しくは禁錮、又は50万円以下の罰金）

《ネット上の名誉毀損被害の対処法》

では、4コマまんがのように、名誉毀損の被害にあった場合、どうすればいいのでしょうか？

①気にしない。：勇気を持って無視するのも手です。ムキになって抗議すると、その反応が相手を刺激し勢いづかせることもあります。

②プロバイダ等に削除を要請する。：プロバイダ（インターネットを通じて情報提供をする業者）は、プライバシーや名誉を侵害された人の要請を受けて、その情報を削除することができます。（「プロバイダ責任制限法」）相手の名前等が分からない場合でも削除請求はできます。

その他、名誉毀損の程度がかなりひどい場合や、脅迫や暴行の依頼など、身体的な危害を加えられる恐れのある書き込み等を目にしたら、警察に相談するなどしましょう。

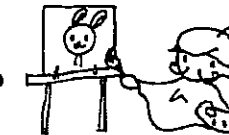
いじめ相談窓口

文部科学省 24時間受付相談ダイヤル

TEL：0570-0-78310（PHS、IP電話は不可）



著作権って？



著作権というと、皆さんはどんなものを想像されますか？ 音楽、絵画、映画、ソフト etc を想像された方、まあ正解にしようかなあ。

音楽・芸術・文学・学術などの分野で、人が思ったことを個性的に表現したものを「著作物」といいます。そして、著作物を作った人はその著作物の利用を独占する権利を持っています。その権利が著作権です。苦勞して作曲した曲が他人にまねされたら嫌ですよね。

許可を受けずに著作物を利用することは「著作権の侵害」となり、損害賠償を請求されたり、刑罰が科されたりすることもあります。（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）

《著作権を侵害しないためにはどうすればいい？》

あまり深刻に考えなくていいと思います。基本的には日記や手紙にキャラクターの絵を描いたり、テレビ番組を録画して楽しむなど、私的に楽しむ場合には違法にはなりません。

では、どういうことが「著作権法違反」になるのでしょうか？ 例えば・・・ブログやHPにサンリオやディズニーなどのキャラクターを勝手に使うことは「著作権法違反」になります。また、絵だけでなく音楽や文章も勝手に使うことは禁止されています。これから大学などで論文を発表する人もいるかも知れませんが、論文も著作物です。他人の作成した論文の一部を使う場合、必ず引用した旨を書いておきましょう。

作成者に無断で自分の作品として発表すると「著作権法違反」となってしまいます。

携帯の待ち受け画面や音楽をネットからダウンロードする場合にお金がかかる場合ってありませんよね？これは著作物を使わせてもらう対価なのです。

あまり「著作権」なんて普通の生活では関係ないように思えますが、実は色んなところで関係しているものなんですね。

もっと知りたい人は（社）著作権情報センター (<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>) にアクセスしてみてください。